分離発注の取り扱いについて

本事業において『分離発注』とは、工事請負契約の発注者が、
複数の事業者※1※2に本事業の補助対象工事を発注することを言います。

分離発注の場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社（以下「代表事業者」）が、他の事業者を代表して「グリーン住宅支援事業者」に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。

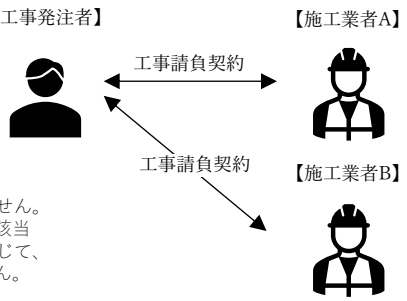

※1 同じ事業者に複数の補助対象工事を発注する場合は、契約が1つである場合と交付申請等の手続きは変わりません。
※2 分離発注の他の施工業者が事務局が定める除外要件（グリーン住宅支援事業者等の登録制限または停止等）に該当した場合、当該施工業者が実施した工事は補助対象とならない場合があります。代表事業者は工事発注者を通じて、他の施工業者が除外要件に該当していないことを確認の上、交付申請（予約を含む）を行わなくてはなりません。

【1】各補助事業における分離発注の取り扱い

補助事業ごとの分離発注における代表事業者およびその他の事業者に係る要件と手続きは以下の通りです。
注文住宅の新築においては、代表事業者が本補助金の要件および手続きに責任を負い、通常の手続きと同様に交付申請等を行うことができます。リフォームは手続きが異なりますので、【2】で解説します。

補助事業	代表する事業者（代表事業者）	代表事業者の要件と手続き	その他事業者の要件と手続き
注文住宅の新築 賃貸住宅の新築	交付申請等の手続きを代表して行う任意の施工業者※1	□ 工事請負契約の締結 □ 共同事業実施規約(新築用)の締結 □ グリーン住宅支援事業者の登録※2 □ 対象工事※3の着工（2024年11月22日以降） □ 交付申請（予約を含む）の手続き □ 契約工事の完了・引渡し □ 完了報告の手続き □ 補助金の受領※4・発注者への還元	※ 全ての工事について代表事業者が責任を負います。
新築分譲住宅の購入	デベロッパーや販売事業者が工事を分割して発注することは、本事業における分離発注に該当しません。 また、複数事業者による共同販売は、幹事会社等が代表して手続きを行ってください。 （いずれも通常の手続きと同様に交付申請等を行うことができます。）		
リフォーム	交付申請等の手続きを代表して行う任意※5の施工業者	□ 工事請負契約の締結 □ 共同事業実施規約(リフォーム用)の締結 □ グリーン住宅支援事業者の登録 □ リフォーム工事の着工(2024年11月22日以降) □ リフォーム工事の完了・引渡し □ 交付申請（予約を含む）の手続き □ 補助金の受領※4・発注者への還元	□ 工事請負契約の締結 □ 契約工事の完了・引渡し □ 工事発注者に対する工事証明書の発行 ※代表事業者以外が行う工事について、代表事業者に対しては工事発注者が責任を負います。

※1 構造耐力上主要な部分（基礎を除く）の工事を行う事業者で、最も請負金額が高い事業者が、他の事業者を代表して交付申請等の手続きを行います。
※2 建築する住宅がGX志向型住宅である場合は、GXへの協力表明を含みます。
※3 基礎工事より後の工程の工事
※4 補助金の交付後、交付決定の取り消しが行われた場合、事務局は代表事業者に返金を求めます。
※5 工事金額が最も大きい事業者や補助金の必須工事を行う事業者に限定されません。また、グリーン住宅支援事業者に登録されている場合であっても、交付申請等の手続きを代表して行うことへの協力は事業者の義務ではありません。

【2】リフォームにおける分離発注の手続き

リフォームにおける分離発注では、代表事業者が手続き等を行いますが、その他事業者が行う補助対象工事および提出が必要な書類等について、代表事業者に対する責任は工事発注者が負います。

当該責任を明確にするため、交付申請時に、工事発注者は本事業指定の『**分離発注申請書**（工事発注者が作成）』および『**分離発注工事証明書**（各施工業者が作成）』を代表事業者に提出します。
（交付申請の予約時は、『分離発注工事計画書（工事発注者が作成）』を代表事業者に提出します。）
代表事業者は、これらの書類をまとめて、交付申請等の手続きを行います。

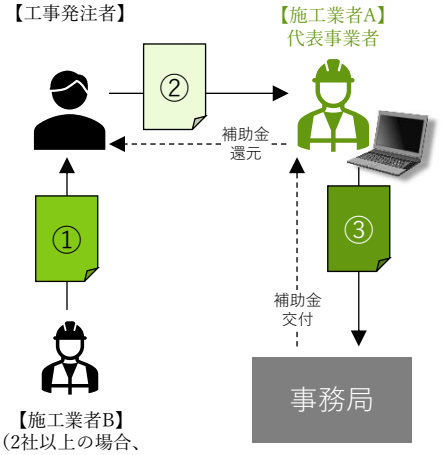

	交付申請時※1	（任意）交付申請の予約時
①	施工業者Bは自社が行った工事について □ 分離発注工事証明書※2 □ 性能証明書、納品書等の証明書類 □ 工事写真（工事前後または工事中） を揃えて工事発注者に提出	施工業者Bは自社が行う工事について □ 工事前写真 □ （代表事業者が着工前の場合）工事着手が確認できる写真 を揃えて工事発注者に提出
②	工事発注者は①に加えて □ 本人確認書類 □ 分離発注申請書※2 □ 工事請負契約書（全事業者分）　等 を揃えて代表事業者に提出	工事発注者は①に加えて □ 本人確認書類 □ 分離発注工事計画書※2 □ 工事請負契約書（全事業者分）　等 を揃えて代表事業者に提出
③	①②に加えて代表事業者は自社が行った工事について □ 共同事業実施規約（リフォーム用） □ 工事請負契約書 □ 性能証明書、納品書等の証明書類 □ 工事写真（工事前後または工事中） を揃えて事務局に提出	①②に加えて代表事業者は自社が行う工事について □ 共同事業実施規約（リフォーム用） □ 工事請負契約書 □ 工事前写真 □ （既に着工している場合）工事着手が確認できる写真 を揃えて事務局に提出

※1 交付申請の予約時に提出した書類について、再度提出する必要はありません。
※2 本事業の指定様式です。ホームページからダウンロードできます。